

## 社内慶弔金規程

株式会社エムエムインターナショナル

## 社内慶弔金規程

### 第1条（目的）

この規程は、就業規則第47条、契約社員就業規則第97条に基づき株式会社エムエムインターナショナルの社員と契約社員、及びその家族の冠婚葬祭等にあたっての慶弔金の支給について定めたものである。

### 第2条（慶弔金の種類）

社員及び契約社員に支給する慶弔金の種類は、次の通りとする。

1. 結婚祝金
2. 出産祝い金
3. 住宅取得祝い金
4. 傷病見舞金
5. 災害見舞金
6. 香典及び花輪

### 第3条（結婚祝金）

(契約社員)

1. 社員及び契約社員本人が結婚した時	・・・	50,000円	30,000円
但し、勤続年数1年未満のもの者	・・・	30,000円	20,000円
2. 社員の及び契約社員の子女が結婚した時	・・・	20,000円	-----
3. 結婚当事者が、双方社員の場合には、それぞれに贈呈する。			

### 第4条（出産祝金）

社員及び契約社員又は、その配偶者が出産した時 ・・・ 20,000円 20,000円  
但し、出産後、7日以内で死亡した時は、この限りでない。又、両親が従業員の場合は、いずれか一人とする。

### 第5条（住宅祝金）

(契約社員)

社員が本人居住の為に住居を購入した時。 ・・・ 50,000円 -----  
但し、共同名義が複数の社員の場合は、いずれか一人とする。

### 第6条（傷病見舞金）

社員が傷病により、入院、休業した場合は、次の通り見舞金及び見舞品を支給する。

1. 本人が一週間以上入院した時。 ・・・ 20,000円と5,000円相当の見舞品
2. 本人が入院しないで、治療の為、15日以上休業した時。 ・・・ 20,000円  
但し、いずれの場合も一年以内に同じ病気のときは1回のみ支給する。

## 第7条（災害見舞金）

社員及び契約社員の住居が、火災、水害、風害等により、災害を受けたときは、次の通り見舞金を支給する。

(契約社員)

1. 全焼、流失の時。	・・・ 3 0 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円
2. 全壊、半焼の時	・・・ 3 0 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円
3. 半壊、床上浸水の時。	・・・ 3 0 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円
4. 第3号に次ぐ相当な被害を受けた時。	・・・ 3 0 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円

## 第8条（香典及び花輪）

社員及び契約社員又は、その家族が死亡したときは、次の区分により、香典、及び花輪を供える。

1. 社員及び契約社員が死亡した時。	(契約社員)
--------------------	--------

8等級（主事6）以上	香典 1 0 0 , 0 0 0 円と生花一対	
上記以外	香典 5 0 , 0 0 0 円と生花一対	香典 5 0 , 0 0 0 円と生花一対
2. 家族が死亡した時。		
配偶者	香典 5 0 , 0 0 0 円と生花一対	香典 3 0 , 0 0 0 円と生花一対
子	香典 3 0 , 0 0 0 円と生花一対	香典 3 0 , 0 0 0 円と生花一対
父母、義父母	香典 3 0 , 0 0 0 円と生花	香典 2 0 , 0 0 0 円と生花
		※但し、義父母の死亡は同居に限る
祖父母、義父母		
(同居の場合のみ)	香典 2 0 , 0 0 0 円と生花	-----
兄弟	香典 2 0 , 0 0 0 円と生花	-----

## 第9条（支給方法）

社員及び契約社員への慶弔金の支給方法は所定手続き後、現金支給または本人給与振込口座への振り込みとする。

## 第10条（その他）

特殊事情の為、この規程によりにくい場合は、その都度、これを定める。

## 附則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

平成19年6月1日から改訂する。

令和4年7月26日から改訂する。